

島根県報

第一、四五七号

平成十五年四月一日

(火曜日)

告示

目次

土地改良区の役員就任及び退任	(農村整備課)	一
土地改良事業変更計画書の縦覧	()	二
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	()	二
林業種苗法の規定に基づく指定採取源の指定の解除	(林業振興課)	二
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(漁業管理課)	六
廃川敷地等の発生	(河川課)	七
公有水面埋立ての竣功認可	(港湾空港課)	七
公告	(下水道推進課)	九
都市計画変更の図書の縦覧	()	九
漁調委指示	()	九
船舶を錨止めて行う釣りの禁止	()	九

告示

告示

島根県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

平田市伊野土地改良区

一 就任した役員の名及び住所

理事

多久和啓二 平田市野郷町一〇八三

原田 京臈 平田市野郷町四〇八

常松 士郎 平田市美野町二五五

多久和直夫 平田市地合町七九三

奥村 豊 平田市野郷町一五二七

原田 幹夫 平田市野郷町一七八四

原田 公一 平田市野郷町三三八二

山崎 薫 平田市野郷町六六〇

山崎 敏美 平田市野郷町二九一・一

竹内 俊孝 平田市美野町一一九

原田 達夫 平田市美野町一一六〇・一

常松 勝廣 平田市美野町一二九三

原田 博 平田市美野町九七五

岩成 富雄 平田市美野町七一

堀内 守 平田市小境町一九六七

監事

倉橋 和夫 平田市野郷町四八八・二

堀内 功 平田市小境町二四三六・一

二 就任年月日

平成十五年三月十一日

三 退任した役員の名及び住所

理事

原田 昭二 平田市美野町一〇七〇

川瀬 光男 平田市野郷町一一三四

堀内 功 平田市小境町二四三六・一

原田 京臈 平田市野郷町四〇八

- 松本 隆 平田市地合町二五〇二
- 原田 豊 平田市野郷町一七五二・一
- 兼折 希典 平田市野郷町一八七〇
- 兼折 眞 平田市野郷町一一八五
- 岩成 彰 平田市野郷町三三四
- 錦織 秀夫 平田市美野町二七四
- 屋賀部 忍 平田市美野町一一五八
- 竹内長一郎 平田市美野町四九一
- 奥村 豊 平田市野郷町一五二七
- 常松 勝廣 平田市美野町一二九三
- 岩成 一夫 平田市美野町九〇三

監事

- 川瀬 一正 平田市野郷町五二四
- 岩成 喜好 平田市美野町六六七・二

島根県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
出雲市土地改良区	野尻東地区農道事業（基盤整備促進事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	出雲市役所

島根県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
安来市土地改良区	須崎地区区画整理事業（土地改良総合整備事業）	平成十四年十一月三十日
	須崎地区暗渠排水事業（土地改良総合整備事業）	平成十四年十一月三十日

島根県告示第三百四十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、指定採取源の指定を次のとおり解除したので、同条第四項において準用する同法第五条の規定により告示する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

四五・三四	四五・三四	四五・三四	四五・三三	四五・二九	四五・二八	四五・二五	四五・二三	四五・二二	四五・一九	四五・一九	四五・一七	指定番号
四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三	指定年月日
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	指定採取 源の種別
あかまつ	ひのき	すぎ	すぎ	あかまつ	あかまつ	すぎ	あかまつ	ひのき	ひのき	すぎ	ひのき	樹種
仁多郡横田町大谷一四〇〇	仁多郡横田町大谷一四〇〇	仁多郡横田町大谷一四〇〇	仁多郡横田町大谷一四〇〇 内第一二	仁多郡横田町稲原二二五三 一	仁多郡横田町中村二〇〇四	仁多郡仁多町下阿井二二 〇・二二	仁多郡仁多町三沢一二八 一、一三一	仁多郡仁多町亀嵩三四三 七、三四三八	仁多郡仁多町亀嵩二六八六 三、四、五	仁多郡仁多町亀嵩二六八六 三、四、五	大原郡木次町下布施一一 一	所在場所
三三三	四四〇	四四〇	一、二三七	八五	七八	三六八	三、三一五	一、一二〇	一、〇六八	七七六	二、一五〇	本 (本)数
〇・四九	〇・四四	〇・四四	一・三九	〇・二二	〇・一一	〇・四六	五・一〇	一・〇一	〇・八九	〇・九七	二・〇〇	面 (ha)積
仁多郡横田町大谷七〇五 松原義弘	仁多郡横田町大谷七〇五 松原義弘	仁多郡横田町大谷七〇五 松原義弘	仁多郡横田町大谷一五八〇・五 北村幸男	仁多郡横田町稲原四七一 岡田正造	仁多郡横田町稲原四七一 岡田正造	仁多郡仁多町下阿井九七二 藤原厚	仁多郡仁多町三沢一三〇九 景山茂治	仁多郡仁多町亀嵩五三三五 練田益己	安来市二二〇四・四 並河幹次、豊子 鳥取県米子市皆生五・五・一〇 甲斐桂子	安来市二二〇四・四 並河幹次、豊子 鳥取県米子市皆生五・五・一〇 甲斐桂子	大原郡木次町寺領四二五・一 横山元貞	所有者等の住所及 び氏名又は名称

四六・五八	四六・五二	四六・五一	四六・四七	四六・四六	四六・四五	四六・四五	四六・四二	四六・四〇	四六・三八	四六・三七	四五・四七	四五・四六	四五・四二
四七・三・三二	四七・三・三一	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四七・三・三一	四六・七・一三	四六・七・一三	四六・七・一三
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
ひのき	すぎ	すぎ	ひのき	あかまつ	すぎ	ひのき	すぎ	あかまつ	あかまつ	あかまつ	すぎ	すぎ	ひのき
飯石郡吉田村吉田四三八 二、四三八一、一九	飯石郡掛合町松笠二七二 一	飯石郡掛合町人間一〇二九	仁多郡横田町大馬木二五九 〇・五	仁多郡横田町大馬木二〇五 五・一	仁多郡横田町大谷一四三〇 ・五	仁多郡横田町大谷一四三〇 ・五	仁多郡仁多町亀高二六九六	大原郡加茂町砂子原一四八 七・六	大原郡木次町里方一三七〇 ・一五、二二	大原郡木次町里方一三七〇 ・一六	飯石郡三刀屋町古城一六三 〇	飯石郡三刀屋町根波別所一 〇四五・一	飯石郡頓原町八神二二六五
四八八	三〇	九三三	四三二	六一二	一、四四五	二、三七五	四九〇	四九一	四三六	八八四	一六	二六	三八五
一・〇四	〇・六〇	一・三〇	〇・三六	一・二〇	一・八〇	二・五〇	〇・二二	一・三九	一・二〇	二・三五	〇・一五	〇・五三	〇・三五
飯石郡吉田村吉田二五三七 大塚治	飯石郡吉田村吉田二四〇七 田部真孝	飯石郡掛合町人間一〇三八・一 北尾良信	仁多郡横田町大馬木六五六 福田文吉	仁多郡横田町大馬木一八・一 唐桶明	仁多郡横田町大谷八五六 絲原義隆	仁多郡横田町大谷八五六 絲原義隆	仁多郡仁多町亀高二〇〇三 佐藤元宣	大原郡加茂町砂子原五五七・一 坂本倉義	大原郡加茂町三代五八七・三二 佐藤康夫	大原郡加茂町三代四九九 多々納浩	飯石郡三刀屋町古城六一六 陶山葉子	飯石郡三刀屋町根波別所一〇四三 飯塚義雄	飯石郡頓原町八神四九五 那須正敬

四七・三一	四七・三〇	四七・二九	四七・二六	四六・七二	四六・七一	四六・七〇	四六・六七	四六・六六	四六・六五	四六・六四	四六・六一	四六・六〇	四六・五九
四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四八・五・一一	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二	四七・三・三二
普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林	普通母樹林
すぎ	すぎ	すぎ	すぎ	ひのき	ひのき	ひのき	あかまつ	あかまつ	あかまつ	ひのき	ひのき	すぎ	すぎ
仁多郡仁多町郡村二二六二	大原郡大東町中湯石六二七	大原郡大東町中湯石一六七 九・一	大原郡木次町平田一四六三	飯石郡赤来町上赤名三三八 二	飯石郡赤来町小田一〇三八 ・二	飯石郡赤来町下来島三二七 六、三二七七	飯石郡赤来町下来島二八七 五	飯石郡赤来町野萱一七六〇 ・一	飯石郡赤来町下来島三二三 七、三二三八	飯石郡頓原町長谷一〇六六	飯石郡頓原町長谷一三三三 ・一	飯石郡頓原町長谷一三三四	飯石郡頓原町長谷一〇六六
六三三	八六〇	二八〇	一、九〇〇	三三三二	六一八	八五五	六六五	四五	一、〇〇五	四〇四	四一三	二九三	四〇〇
一・五六	一・〇二	〇・三五	二・五五	〇・三五	〇・五七	〇・九七	〇・八八	〇・二五	一・八〇	〇・五〇	〇・六五	〇・六〇	〇・五三
仁多郡仁多町郡村七八 山田清市	松江市西津田七・九・三〇・七〇一 山根 恵	松江市西津田七・九・三〇・七〇一 山根 恵	大原郡木次町里方八四・六八 田部弘美	飯石郡赤来町上赤名五七九・二 那須賀喜代子	飯石郡赤来町小田三八四 中西秀幸	飯石郡赤来町下来島六〇一 松田仙治	飯石郡赤来町下来島一八一 加瀬部忠好	飯石郡赤来町野萱五三九・二 難波 公	飯石郡赤来町下来島六〇一 松田仙治	飯石郡頓原町長谷一六八 柳原陽一	広島県広島市安佐南区高取北二・二六 ・二六 戸谷宗一	飯石郡頓原町長谷一六八 柳原義美	飯石郡頓原町長谷一六八 柳原陽一

四七・三七	四八・五一	普通母樹林	すぎ	仁多郡仁多町高田一三六六	四三二	一・二〇	仁多郡仁多町高田四七二 藤原賢一
四七・三四	四八・五一	普通母樹林	すぎ	仁多郡仁多町亀高二六八七	二九六	一・二〇	仁多郡仁多町亀高二〇五〇 若槻眞佐
四七・三八	四八・五一	普通母樹林	すぎ	仁多郡仁多町亀高三三三八	一三〇	〇・三〇	仁多郡仁多町亀高七五一 本田静男
四七・四〇	四八・五一	普通母樹林	ひのき	仁多郡仁多町亀高三四六八	一三二	〇・四五	仁多郡仁多町亀高五三五 練田益己
四七・四一	四八・五一	普通母樹林	すぎ	仁多郡横田町大谷一四三〇	七四三	二・〇〇	仁多郡横田町大谷八五六 絲原義隆
四七・四二	四八・五一	普通母樹林	すぎ	仁多郡横田町大谷一三九九	八九二	一・三九	仁多郡横田町大谷七〇五 松原義弘
四七・四五	四八・五一	普通母樹林	すぎ	飯石郡三刀屋町中野一三四 六・一	三六七	〇・五〇	飯石郡三刀屋町中野一〇八九・三 菅野秀喜代
四七・四六	四八・五一	普通母樹林	あかまつ	飯石郡三刀屋町六重一五一 五・一、二	九五六	一・五〇	飯石郡三刀屋町給下二九四・一〇 都間正隆
四七・四七	四八・五一	普通母樹林	すぎ	飯石郡三刀屋町乙加宮三五 三三	五三二	〇・五九	飯石郡三刀屋町乙加宮二八二九 柿本正利
四七・四九	四八・五一	普通母樹林	すぎ	飯石郡三刀屋六重九三五・ 五	四〇九	〇・三九	飯石郡掛合町掛合二二二 株式会社田部
四七・五七	四八・五一	普通母樹林	あかまつ	飯石郡赤来町上来島一一六 一水力二	一、五三三	一・八一	飯石郡赤来町上来島五三〇 松田元次

条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定によ
り告示する。

平成十五年四月一日

- 一 浦郷加入区
- 二 黒木加入区

島根県知事 澄田信義

島根県告示第三百四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項第二号の規定
により、次の加入区について、平成十三年島根県告示第三百八十八号、四百三十号及び五
百七十八号による保険に付すべき義務は、平成十五年三月二十四日限り消滅したので、同

三 美田加入区

島根県告示第三百四十五号

河川改修工事の施行に伴い、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び島根県隠岐支庁土木建築局に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

一 河川の名称

二級河川 都万川水系 都万川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年四月一日

三 廃川敷地等の位置

隠岐郡都万村大字都万字井島二八五六番地先から

同所 二八五八番一地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 六六・五三平方メートル

島根県告示第三百四十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可年月日

平成十五年三月二十五日

二 竣功認可を受けた者

三 島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

那賀郡三隅町大字岡見六三〇二番一から同町大字岡見六三〇六番を経て同町大字岡見六三二二番二に至る間の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点と の地点を結ぶ公有水面と松原東防波堤との境界線（C・D・L+〇・五七メートルにより決定）、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成五年の秋分の満潮位（C・D・L+〇・五七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 庵寺山三等三角点（北緯三四度四六分三三秒四七三、東経一三二度五五分五〇秒一六二）から三三二度一九分二九秒、六〇七・五六メートルの地点

地点

の地点から三五七度四二分四八秒、五六・八七メートルの地点

の地点から八七度五五分一一秒、一一・八二メートルの地点

の地点から一三七度八分五一秒、七・〇一メートルの地点

の地点から二二六度五八分二六秒、九・七七メートルの地点

の地点から一三六度五八分五秒、三九・九九メートルの地点

の地点から四七度〇分一四秒、一八九・七四メートルの地点

の地点から三一六度五九分一八秒、一一九・九九メートルの地点

の地点から四六度五九分三八秒、五・五〇メートルの地点

の地点から一三六度五九分七秒、四・〇〇メートルの地点

の地点から四六度五九分四五秒、二六八・六四メートルの地点

の地点から三一七度〇分二〇秒、四・〇〇メートルの地点

の地点から四六度五九分五七秒、六・〇〇メートルの地点

の地点から一四七度四〇分三九秒、二八七・七四メートルの地点

ただし、表一に示す区域内に存在する岩礁16を除く。

なお、岩礁は各々のAの点からBの点を通りAの点に至る平成五年の秋分の満潮位（C・D・L+〇・五七メートル）における公有水面と陸地との境界線により

表一
囲まれた区域

8		7			6		5			4		3		2		1		番 岩 号 礁	
A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	測 点	方 位 角	距 離
三五一度二分三四秒	三五一度三分一九秒	三五一度七分二〇秒	三五〇度五〇分三三秒	三五〇度一五分一三秒	三五一度二分一〇秒	三五〇度五二分二秒	三五〇度四五分一五秒	三五〇度二分二〇秒	三四九度三分五八秒	三四八度七分五九秒	三五〇度五〇分六秒	三五〇度四七分四八秒	三四九度二分五四分一秒	三四八度七分一三秒	三五〇度四一分二三秒	三四九度五八分一五秒	庵寺山三等三角点から測点までの方位角及び距離		
六六三・七六メートル	六五五・九七メートル	六五八・四三メートル	六四六・〇六メートル	六四九・九一メートル	六二六・〇一メートル	六二〇・九〇メートル	六三四・九八メートル	六四〇・八七メートル	六三一・九一メートル	六四一・〇三メートル	六〇八・五〇メートル	六〇三・五〇メートル	六〇七・八五メートル	六〇八・二九メートル	五八八・五八メートル	五九一・五七メートル			

五 三隅町役場
三 面積
四 八〇・七〇八・七八平方メートル
免許の年月日及び番号
平成七年一月十七日 指令港第四号

16		15		14		13		12		11		10		9	
B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
三五五度四三分五〇秒	三五三度五五分二六秒	三五五度四三分四九秒	三五四度五八分八秒	三五四度四七分三二秒	三五四度二分二八秒	三五三度一五分三四秒	三五三度四分四二秒	三五一度五四分五九秒	三五〇度五三分四四秒	三五一度二分五七秒	三五〇度四四分五二秒	三五二度二八分二三秒	三五一度四〇分二八秒	三五一度五二分一七秒	
六四一・〇一メートル	六四七・三七メートル	六六二・四七メートル	六五七・〇六メートル	六七二・三〇メートル	六七一・四六メートル	六九四・五三メートル	六九四・六九メートル	六九四・九三メートル	六九七・二一メートル	七〇九・六五メートル	七〇三・五八メートル	六四八・八二メートル	六五二・一〇メートル	六五七・九七メートル	

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

松江市公共下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

島根海区漁業調整委員会指示

島根海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、島根県簸川郡大社町トモ島の最高頂点を中心として半径一千五百メートルの線によって囲まれる海域（ただし、日御碕神社浜の鳥居南端、小亀島最高頂点及び出雲市神戸川河口中央の各点を順次結んだ線とトモ島最高頂点を中心として半径一千五百メートルの線とによって囲まれる小亀島東側の扇型海域を除く。）において漁業者及び遊漁者が船舶（ゴムボート及び手こぎボートを含む。）を錨止めして行う釣りを禁止する。ただし、島根海区海面利用出雲地区協議会長が、六月十五日から十月三十一日の期間内であらかじめ承認した者については、このかぎりでない。

平成十五年四月一日

島根海区漁業調整委員会会長 伊 藤 裕

